



2月総務常任委員会質疑より(抜粋) 消防団活動の活性化について



Q1 今後、大阪でも起こりうる南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるためには、地域の消防団が果たす役割が極めて重要。消防団員は、普段は他に本職を持ちながら、「自分の地域は自ら守る」という郷土愛の精神で頑張っている。大阪府内の消防団の現状と課題は。

A1 消防団を中心とした地域住民が連携強化した地域防災力の充実・強化が不可欠。大阪府内の消防団の現状については、消防団員数は、府内では、平成27年4月現在、10,476人うち女性消防団員数は、平成27年4月現在、222名。平均年齢は平成26年4月現在、44.9歳。団員数の減少や更なる高齢化による活動力の低下が懸念され、若年層の意識を高め入団促進につなげていくとともに、近年増加しつつある女性消防団員の活躍など、消防団活動を活性化させていく必要がある。円滑に連携・協力できるよう、消防団そのものに対する府民の理解を高めていくことも重要。

Q2 大阪府としては、府内の消防団が抱える課題を踏まえ、消防団の活動強化に向けての対応は。

A2 市町村への補助制度を、平成26年度からの3ヶ年事業として実施。27年

度、消防団に対する府民の理解を促進するため、「消防団PR映像制作」や「消防団PRポスター募集」を実施し、28年1月に完成した。若年層の意識を高める観点から、大阪芸術大学との連携による映像制作や、府内の高校生や専門学校生などを対象としたポスター募集とするなど、若者への訴求効果を高めるための工夫を行った。女性消防団員の方々には、AEDの使い方など「応急手当普及員」の養成講習事業を今年度実施。

Q3 資機材の補助事業は平成28年度で終了、それ以外の事業についても、予算措置は今年度限り、消防団活動の活性化は、引き続き取り組んでいく必要がある。どうしていくのか。

A3 消防団の資機材等の整備に対する補助については、一義的には、設置主体である市町村で実施すべきもの。引き続き、整備した資機材等を活用し、地域住民と連携した防災訓練等が実施されるよう促していく。市町村と連携して、府内における消防団活動の充実強化に取り組んでまいりたい。

「ちきりアイランド」携帯電話の電波状況の改善について

Q1 「ちきりアイランド」で、電波状況に関する苦情が寄せられている。岸之浦町に立地の企業団体すべてが加盟している「阪南2区連絡協議会」や「岸和田商工会議所」から、昨年6月、大阪府港湾局長に対し、まちづくりに関する様々な要望活動を行われているが、その際に「携帯電話がつながりにくい」との情報を伝えているが、「携帯電話等エリア整備事業」に該当しないのか。

通信手段として欠かせない携帯電話がつながったり切れたりするのでは、埋立地を整備し、誘致した企業皆さんが仕事にならないと言っておられるので、府にも一定の責任があるのでないか。「携帯電話等エリア整備事業」の所管である総務部として何か手立てではないのか。

A1 本来、携帯電話の電波状況の改善などのサービス向上は、通信事業者自らが利用者のために取り組むことが基本であり、事業採算上困難な地域を想定した携帯電話等エリア整備事業の活用は限定的なものと考えている。

しかしながら、誘致企業の経済活動に支障が生じるような電波事情であるとの指摘をいただいたので、当課としても状況を把握するため、港湾局に経緯の確認や、通信事業者3社に対し調査の依頼や改善の可能性などの打診を実施したところ。その結果、通信事業者3社ともに、埋立地は既存のアンテナ基地局から遠く、屋内や建物の陰など通信困難な場所があることも十分想定され、港湾局や進出企業の協力が前提ではあるが、電波状況の改善の協議に応じるとの回答があった。今後、当課としても、港湾局と連携しながら、ちきりアイランドの電波改善に向けた調整を進めてまいる。

要望 府は埋立整備と企業誘致を行った者として、これからも地域の声を通信事業者にしっかりと届けて、対応を促してほしい。総務部には、港湾局と通信事業者の橋渡し役として、引き続き調整をお願いする。

「高校内における居場所のプラットフォーム化事業」について

Q1 ひきこもりやニート等につながる中退・不登校を防止する「高校内における居場所のプラットフォーム化事業」の意義や重要性について、繰り返し取り上げきたところ、大阪府では、これまでの取組みの成果を踏まえ、今年度から、学校内に「居場所」を設け、福祉や就労等の外部の支援機関とつなぐプラットフォームとして構築する「高校内における居場所のプラットフォーム化事業」に取組んでいるが、この事業の実施状況は。

A1 高校中退・不登校は、ニートやひきこもりなど、社会との接点を失うきっかけになると考えられることから、現在、国の地方創生交付金を活用し、府内の21の高校において実施しているところ。「居場所」では、NPO等団体が、カフェの形式を取り入れてつつりいで何でも話せる環境づくりや、居場所で学習支援、就労支援を行うなど、それぞれの特色を活かした取組みがなされている。

学校現場からは、「居場所」の支援員が教員とは違う目線、いわゆるナナメの関係で生徒に寄り添うことで、生徒が抱える困難を把握し、関係機関につないで支援することができた。また、不登校だった生徒が、「居場所」には来られるよう

なり、初めは「居場所」の支援員が付き添って授業に出席、その後、一人で出席できるようになった。など、この居場所事業が中退・不登校の防止につながっていると評価する声を聞いている。

Q2 平成28年度の本事業の取組み方針について、青少年課長の所見を伺います。

A2 28年度は、本事業を実施している高校を、エンパワメント・スクール、キャリア教育に熱心な全日制高校、定時制高校、通信制高校といった4タイプに分類し、それぞれ、より効果的な事業のあり方を検討することで、高校中退・不登校防止につなげていきたいと考えている。

学校、教育委員会や、福祉・労働部局、民間支援団体等と十分連携・協力しながら取り組んでいく所存であるが、特に、この事業が学校内で実施されるものであることから、これまで以上に教育委員会と連携を密にすることにより、困難を有する青少年一人ひとりの自立を支援してまいりたい。

要望 高校中退・不登校の予防は、府として全力挙げて取り組むべき課題と考えます。この事業に今後とも、積極的に取り組んでいただくよう要望しております。

障がい者グループホームへのスプリンクラーの設置対応について

Q1 27年4月から消防法施行令及び施行規則が改正により、面積に関わりなく設置が義務付けられた。今回の改正で、国は、共同住宅を活用したグループホームでのスプリンクラーの設置対応について、どのような見解を示しているのか。

A1 改正にあたり、国は、共同住宅を活用した施設については、一定の基準を満たすものについて、設置義務を免除する例外規定を設けている。具体的には、①施設部分の各住戸を準耐火構造の壁や床で区画すること②避難経路に他の居室を通過しない③内装について、避難経路は準不燃材料、その他の部分は難燃材料にする。など、防火性能の高い建築物については、スプリンクラーの設置を要しないとしている。

Q2 聞くところでは、府内消防本部の中には、市町村消防長の判断で別の基準を設けることができるとする消防法施行令の規定を活用して、独自に対応し

ているところもある。障がい者の地域での生活の場を確保することも重要。直接的には市町村消防が直面する課題、府で消防保安行政を担う部局としては、どのように認識し、どのように対応していくのか。

A2 委員ご指摘の通り、消防法施行令上は、市町村消防長又は消防署長が、スプリンクラーを設置せざとも十分な安全性が担保されていると判断する場合には、これを免除することも可能であるが、その判断は、建物の立地や構造、設備の状況等から総合的に行う必要があり、消防の現場を所管する市町村が個別に行う必要がある。

本府としても、福祉部障がい福祉室が府内市町村関係課とともに、昨年12月に国(総務省消防庁)に対して免除要件の見直し等を求める要望書を提出した。

